

## 住まい支援の連携強化のための連絡協議会における ワーキンググループの設置について（事務局案）

連絡協議会の構成員間における個別課題の検討や情報共有の深化、連絡体制の構築など、住まい支援に関する更なる連携強化を図るため、連絡協議会の下にワーキンググループ（WG）を設置する。

### （進め方）

- ・ WGの新設は、連絡協議会構成員のいずれかの提案により、随時設置できるものとする。
- ・ 提案者は、WGの名称、設置目的、想定している意見交換等の内容を事務局に提出する。
- ・ 事務局は、提案者及びその他の構成員と調整の上、WGに参加する構成員を決定する。
- ・ 提案者を含む参加構成員は、事務局と調整の上、WGを開催する。
- ・ WGに事務局の出席は必須とはしないが、厚生労働省、国土交通省、法務省のいずれかは参加することとする。
- ・ WGの開催方法や回数等は参加構成員において決定する。
- ・ WGの開催状況や成果等は、連絡協議会において参加構成員から報告する。

### （ワーキンググループの例）

- ・ ○○制度（事業）の利用促進に関するWG
- ・ ○○協議会と○○施設の連絡体制の構築に関するWG
- ・ ○○分野の相互理解促進に関するWG

等